

川越市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

川越市議会議長 片 野 広 隆

川越市議会規則第 2 号

川越市議会会議規則の一部を改正する規則

川越市議会会議規則（昭和41年市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、電子採決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによつて表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。次項において同じ。）により表決を採ることができる。
- 4 前項の規定により電子採決システムによる表決を採る場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。